

# G7 伊勢志摩サミットに向けた世界人口開発議員会議 (GCPPD2016)

宣言および提言  
(2016-4-27 採択)



## はじめに

2016年4月26日—27日、日本で開催された「G7 伊勢志摩サミットに向けた世界人口開発議員会議」に際し、私達、世界65か国から参集した130名の国会議員は、市民を代表して、主要先進国7カ国の指導者に対し、「恐怖からの自由、欠乏からの自由」を保障する「人間の安全保障」と「持続可能な開発」を達成し、すべての人びとの可能性、尊厳、平等、健康を実現するためにさらなるコミットメントを求めるものである。

私達は、日本政府に対し、2015年9月27日、国連加盟193カ国によって「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されて以来、最初となる「G7 伊勢志摩サミット」を2016年5月に開催するとともに、イニシアティブを発揮しG7 指導者に対し、「持続可能な開発に向けた2030 アジェンダ」の達成に向けて積極的に指導的役割を果たしていくことを提唱していることに賛辞を表す。この「2030 アジェンダ」から生み出されたSDGsは人類の未来に希望、ビジョン、保障をもたらし、持続可能な開発を達成するための基盤となるものである。

私達は、この機会に、市民を代表し、「G7 伊勢志摩サミット」へ向けて、G7の指導者に対し、人類すべての人びとに裨益する経済的運営および国際的な協力の方向性を示していく上で以下の提言を行う。

## 前文

1969年のスリランカ、コロンボにおける人口と開発に関する世界国会議員会議 (ICPPD) から始まった人口と開発に関わる世界の国会議員活動の取り組みを振り返るとともに、

1994年の国際人口開発会議 (ICPD) に先駆けて開催された国際人口開発議員会議 (ICPPD1994) 宣言が、ICPD 行動計画 (PoA) 「前文」と「原則」に色濃く反映され、持続可能な開発の文脈の中で人口問題を位置づけた点を再確認する。

2014年のICPD20周年に際し実施された若者、人権、女性・女児の健康についてのテーマ別世界会議および地域別レビュー会議の成果と地域別行動計画等を含むICPD20周年にまとめられた成果および提言を再確認する。

安倍政権が提唱する「女性が輝く社会」の理念を継承し、すべての国々において、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、女性・女児に対し意義および尊厳ある生活を送る機会を保障するための行動を強化することを再確認する。

第4回世界女性会議 (FWCW) 北京行動綱領、女性、平和および安全保障に関する国連安全保障理事会決議1325及びその後に出された決議、および2015年ベルリンで開かれたG7国会議員会議宣言文を継承し、SDGs達成にはジェンダーの平等と女性・女児のエンパワーメントの実現が基盤であるとともに、すべての人がセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスとライツを享受できること (Universal Access to Sexual and Reproductive Health and Rights) が保障されることを再確認する。

世界各国によって合意された「2030 アジェンダ」の理念を重視し、世界で持続可能な開発及び強靱な（resilient）な社会を実現していくために大胆に変革を促していくことへのコミットメントを確認する。

「だれも取り残さない」という概念は SDGs の基本であり、また UHC の確立は人口問題とは相互補完的であり、SDGs 達成に不可欠であるということを再確認する。

さらに、現在国際的に喫緊の課題となっているテロや国際・国内紛争の基底には貧困、社会的な不平等、環境破壊が存在し、それらは社会・経済開発を妨げる大きな要因となっていることを認識するとともに、私達は、主要先進国7カ国の指導者に対し、すべての人々に対する平和と繁栄を確保するためにはその根底にある原因の解決への努力が必要であることを喚起し、

世界的な気候変動が健康や人間の安全保障に対して脅威となり甚大な影響をもたらすと考えられる小国の島嶼諸国を含む地理的に不利な状況におかれている国々の状況を認識し、

また、現在1億人以上の人々が人道的支援を必要とし、そのうち推計2600万人の妊娠可能年齢の女性・女兒は強姦、性的搾取、人身売買の危険にさらされているという事実を確認し、

さらに、私達、国会議員・政策決定者は、女性、若者、高齢者、民族的・宗教的少数者、障害者、様々な性的指向・性別認識の人びとなどを含む社会全ての人々のニーズと権利に対して細心の配慮を必ず行うことを重視し、

私達は、以下の提言および宣言を行う。

## サミットに向けた提言

### 1. ジェンダーの平等、女性・女兒のエンパワーメントと UHC

ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントの実現は、人口の半分を占める女性・女兒が社会のあらゆる場面・分野で持続可能な開発にとって重要な役割を果たすうえで必須であることを確認するとともに、しかしその進捗は遅々として進まず不公平であることに対し懸念を表す。すべての人に対する包括的なセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスとライツを確保することは、重要な保健サービスであるばかりでなく、教育、職業、保健ニーズ、生涯の希望というライフコースにおいて自らの健康及び妊娠・出産にかかわる決定をしていく上で女性・女兒のエンパワーメントに取っても不可欠である。ユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）はすべての人々の保健ニーズに応えるうえで必須であるとともに、特に、女性や子どもを含む最も貧しく社会から取り残された存在にある人々にとって重要である。UHC の達成は、国民の健康や福祉を確保し、疾病への治療が行われないことにより疾病感染拡大が引き起こす政府の負担を軽減するとともに、人びとの繁栄と尊厳を確保する上で政府が行う最善の投資である。

私達、国会議員は、以下のコミットメントを表明し、G7 首脳に対して提言する。

1.1 私達は、UHC に対する投資を通して、女性・女兒を含む最も社会の主流から取り残され脆弱な立場にいる人びとを重視し、包括的なプライマリーヘルスケア

サービス（セクシュアル、リプロダクティブヘルス、妊産婦、新生児、子ども、思春期の若者などを対象とする）を、受益者の支払能力に関わらず提供されるよう確保し、公平性と人権が保障されることを提唱する。

- 1.2 一人ひとりの女性・女兒が、紛争及び紛争後を含む人道的に危機的状况においても、リプロダクティブヘルスサービスの利用が保障され、かつセクシュアル・リプロダクティブヘルス・ライツに関して自ら十分な情報を得た上で選択ができるようになることは、持続可能な社会を構築する上で必要不可欠な基盤であると認識し推進する。ジェンダーの平等と女性・女兒のエンパワーメントはSDGsでも強調されている基本的人権および貧困の根絶と開発での重要な一部をなすものであり、この目標を達成することは女性・女兒のエンパワーメントのみならず他の目標を達成するためにも必要不可欠である。
- 1.3 女性と女兒のエンパワーメントをさらに推進し、教育の機会や保健サービスの利用可能性や自らの安全を確保する権利を含む彼女たちの人権を保護し促進する。その取り組みを通してジェンダーの平等を達成するとともに、妊娠に関わる死亡、ジェンダーに関わる暴力(官民間問わずすべての場、人道的緊急時をふくむ)、有害な伝統的慣習（早婚・強制婚、FGM など）の根絶は女性・女兒のエンパワーメントにとって必須であること再確認する。
- 1.4 ジェンダーの平等・女性・女兒のエンパワーメントに対しより一層取り組みを継続していくことを再確認するとともに、さらに高齢社会における女性の貧困化を防ぐ上でも、家事を含む無償労働の男女間による共有、および所得、経済的・生産的手段、土地所有、社会的保護を女性・女兒が平等に利用できるための取り組みも重要であり、そのために国際的協力を含む適切な支援、政策、事業の強化を行うべきである。
- 1.5 女性・女兒に対するあらゆる差別を撤廃するために、さらなる国際的・国内的な法的枠組みと政策を強化するとともに、そのための公平かつ機能的な実施・モニタリング体制を整える。中絶が合法的な国では、現行の中絶法の制約を改善し、思春期を含む女性が安全な中絶を利用できるように法的障害をなくす。
- 1.6 積極的な女性・女兒の政治参加や経済参加を促進し、女性・女兒の自由と選択を保障する社会体制作りを推進する。過去 20 年間に於いて国会への女性の参加率がほぼ 2 倍となったが、しかし現在では国会議員のうち女性はまだ 22% を占めるにすぎないという事実を踏まえ、さらに女性のあらゆるレベルでの政策決定への参加を促しジェンダーの平等と女性・女兒のエンパワーメント、効果的な参加とリーダーシップを達成するために、国、地域、国際レベルにおいて組織的な対策を進めるべきである。

## 2. 若者への投資

今日の若者世代は、世界人口のうち 18 億人を占め歴史上最大の人口規模であり、若者は人口問題における対処の中心であり、未来への希望である。この若者世代への投資は、従って、これからの社会を経済的に活力のあるものとし、平和な、あらゆる人が参加する持続可能な社会を構築する上で決定的な重要性を持つ。実際、若者の教育、能力開発、保健、エンパワーメントに投資しない場合は結果的に大きな負担を社会に強いることになる。

私達、国会議員は、以下のコミットメントを表明し、G7 首脳に対して提言する。

- 2.1 各国は、平和、安全、安定を確保し、人口ボーナスの効果を高めるために、若者のための実際的な行動計画を伴う政策の策定を行うべきであり、そのためには「4E」、質の高い保健情報やサービスへのアクセス確保 (Ensure access to health)、質の高い教育の提供 (Education)、雇用の確保 (Employment)、平等・公平性の保障 (Equality/Equity) の視点が重要である。
- 2.2 包括的な性に関わる教育を提供し、ジェンダーの役割のステレオタイプからもたらされる社会的な悪影響をなくすとともに全ての若者が家族計画を含むセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスや情報を利用できるようになる UHC の達成へ投資を促進する。
- 2.3 早婚および強制的な婚姻、FGM などの有害な慣習を根絶し、こうした有害な慣習の危険にさらされている女兒に対して自らの人権を守るために必要な情報を提供する。
- 2.4 人口ボーナスを活かすには事前の計画が必要である。若者に対し質の高い教育、技能開発、訓練を受ける機会を提供するとともに、就業年齢に達した若者が持つ能力と労働力を十分に活用すべく、途上国および先進国において若者への適切な就業機会を創出する努力を継続的に行う。
- 2.5 若者の社会参加、市民や経済、政治活動への参加に投資し促進する。特に強制的に移住を余儀なくされた若い移住者など社会から取り残された脆弱な若者に留意するとともに、若者は社会で脆弱な立場に置かれやすく、その結果、過激な思想の影響を受けることを防ぎ、若者の可能性を十分に発揮するために、すべての若者への教育分野・職業訓練分野・専門的な能力開発の分野などへの投資を行うことが重要である。

### 3. 活発で経済的に活力のある高齢化社会

世界の高齢化は急速である。2050 年には 60 歳以上人口は世界人口の 22% に達する。高齢化は、人類のライフサイクルの自然なプロセスであり、それ自体は祝福されるべきであるが、寿命が延長することは、先進国及び途上国にとっても現在・将来における挑戦であり、尊厳のある生活および身体機能の維持、健康長寿の実現を基盤とする高齢化への対策を遅滞なく進めることが世界的に不可欠となる。特に、高齢女性は、貧困および精神的・身体的に困難な状況におかれる可能性が高く、彼女たちに対する投資と支援が求められる。

私達、国会議員は、以下のコミットメントを表明し、G7 首脳に対して提言する。

- 3.1 持続可能な UHC の導入および維持への支援を行い、健康寿命を延長し、非感染症による影響を緩和するために、包括的な保健福祉サービスの提供と合わせて高齢者に公平かつ負担可能な医療保険体制を構築する。また、必要な栄養の確保、生きがいや家族、地域とのつながりを含む心理的な改善も考慮し、高齢者が、家族、地域、社会参加を通して生きがいのある生活をおくることを保障する。

- 3.2 高齢者の社会参加を推進する上で、高齢者の様々な異なる能力・体力を十分に考慮する。さらに、高齢者の経済的自立への支援を優先し、高齢者のニーズに応える社会的・技術的革新や長期的なケアのための様々な新たな手段を開発する。
- 3.3 将来の高齢化を見据えて経済的負担が課題となる前に、UHC を含む適切な社会、経済、保健分野の政策や法律を検討し導入するとともに、高齢者の身体機能と自主性を最大限に維持するために予防対策を推進する。

#### 4. 人間の安全保障の一部としての感染症リスク管理

世界の相互依存性の拡大の中で、国境を越えた新興・急性感染症（SARS, Zika, Ebola 等）や薬剤耐性菌が脅威となりつつある。しかしながら、こうした相互依存性は、国境を越えた協力と保健システム強化の機会を提供し、結核、HIV、マラリアのような世界的な感染症への現行の取り組みから学んだ教訓を行動に移すことも可能としている。

私達、国会議員は、以下のコミットメントを表明し、G7 首脳に対して提言する。

- 4.1 緊急時、非緊急時にかかわらず、普段から感染症の拡大に備え、それを予防するための基盤として UHC の確立を支援し、女性や子どものような社会的に脆弱で周辺に追いやられている社会の成員の基礎的な、基本的な人権を守ることを重視する。
- 4.2 公衆衛生上の危機が与える可能性のある悪影響を一貫して緩和するために、国会議員は、コミュニティ、地方、国、地域、世界のレベルで、市民を代表し、その役割と責任を果たし、感染症リスク管理及び予防に特に焦点を置いた、保健ガバナンス・システムの構築をするうえでの仲介者としての役割に基づき、国会議員間及び各国政府間の連携を強化するために以下のことを行う。
- 女性・女兒が強く影響を受ける感染症とその流行に対処するために、ジェンダーに配慮して、各国において医薬品の費用及びその他の保健インフラを含む保健システムをコミュニティ、地方、国、レベルで構築し強化する。
  - 国際保健機関（WHO）の国際保健規則（IHR）を各国で遵守するとともに WHO が IHR を実施するための中核的対応能力（コアキャパシティ）を強化する。
  - 抗菌剤耐性（AMR）に対する購入及び入手可能な新薬、診断およびワクチンを含む研究開発（R&D）を強化し、知識と情報を共有する。
  - 急性感染症の蔓延の被害を受けた国を支援するために、WHO における「緊急事態に対する臨時基金（CEF）」および世界銀行における緊急かつ効果的な対応となる「パンデミック緊急融資ファシリティ（PEF）」を含む、よく調整された国際的協力構造を確保する。
  - 保健医療人材、特に感染症疾患に対処する最前線にいる人たちを保護し、それが可能なところでは保険制度を構築する。
- 4.3 グローバル・ヘルス・ガバナンスを改善し各国における緩和措置対応能力を超えた感染症疾患が与える影響を予防し対応するために以下の対策をとる：

- 国際協力による保健分野の人材養成の重要性を強調する。
- WHO 単独での対応能力を超えて大規模な感染拡大が生じた場合、国連事務総長の指導のもと WHO は国連人道問題調整部（OCHA）と連携し、国連システム、二国間援助機関および民間（CSOs）との総合調整の役割を果たす。
- 感染症、ワクチン普及、顧みられない熱帯病（NTDs）などのような感染症に対する医薬品および機材の研究開発（R&D）政策を確保し実施する。
- 平時、緊急時を問わず、性およびリプロダクティブヘルスをすべての人が利用できるようにすることを含む基礎的な保健サービスが確保される必要がある。このために UNFPA および IPPF は、強靱で即応性のある緊急時及び紛争時における母性、新生児、子ども及び思春期を保護する健康サービスを構築し、セクシャル・リプロダクティブヘルスをすべての人が利用できるようになるように、またセクシャル・リプロダクティブヘルスの最小限のサービスパッケージ（Minimum Initial Service Package: MISP）の確保をはかるために、各国で平時より指導的な役割を果たすべきである。

### 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた国会議員の役割

国会議員は選挙区代表として公共政策の企画、立案及びその実施に直接的にかかわっており、重要な政策目標を達成するために政治的意思を動員する責任を負っている。さらに、これまでの努力によって国会議員ネットワークが構築され、世界規模の問題、特にその選挙区に必然的な影響を与えるグローバルヘルスの課題について、提言を行ってきた。この国会議員の役割の重要性は、「我々は、新アジェンダのために必要とされる予算の可決と我々のコミットメントの効果的な実施に関する説明責任を確実なものとするために、国会議員が果たす不可欠な役割についても認識している」と「2030アジェンダ」（パラ 45）でも強調されている。

1. ジェンダーの平等と女性・女兒のエンパワーメント、若者へ投資、活力ある高齢化社会等の人口問題の解決に向けて、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルスをすべての人が利用できるようにすることを含む、分野横断的な政策アプローチとして UHC の実現に向けて適切な予算を各国で確保する。
2. これまでの国際人口開発会議行動計画実施（ICPD-PoA）のための国会議員会議（IPCI）で合意されたように、GNI の 0.7% を政府開発援助（ODA）に向けてという目標を確保し、その 10% をセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ、男女平等、女性・女兒のライツとエンパワーメントに向けて。
3. 公衆衛生危機を含む緊急事態に対応するために、国会議員が仲介役を担うことで、性及び年齢別データの利用を含む評価メカニズムを確立し、良いリスク管理及び統治システムをコミュニティ、地方、国、地域、世界のレベルで危機管理ガバナンスシステムを確立・担保する。
4. 各国における人口学的な多様性と社会の主流から取り残された社会集団の状況を十分に認識し、SDGs を達成するために、経済、社会、環境そして制度的な側面をからなる多様性を考慮に入れた科学的根拠に基づく政策を実施する。
5. 人間の安全保障と持続可能な開発を達成するために必要となる、グローバル・パートナーシップを達成するために、市民社会、民間部門そしてメディアと共に共

通の行動枠組みを構築し、すべての組織の説明責任と透明性を確保し、積極的に望ましいガバナンスを構築する。

6. SDGs を各国で達成するために自らの政府に対して国際公約を達成すること及び国内資源を向けるよう要請する。

上記「2016年 G7 伊勢志摩サミットおよびその他の政府間国際会議に対する提言」を各国においても実現できるよう国会として政府に働きかける。